

公正競争確保の在り方に関する検討会 構成員からのご質問に対する弊社回答

2020年12月25日

楽天モバイル株式会社

接続ルール等の担保にあたって検討いただきたい事項

光ファイバ等のボトルネック設備の重要性はさらに高まっていくことが想定される中で、NTT東西殿のボトルネック設備利用に係るNTTグループ内と他事業者の適法性・公平性・透明性がNTTドコモ殿の完全子会社化後以降も担保されているか等の検証が必要と考えます。



具体的な懸念点①

ボトルネック設備利用における
適法性・公平性・透明性

具体的な懸念点②

NTTグループによる基幹ネットワークの統合、
NTTグループ内のファイアウォールの形骸化

新規参入事業者としての当社意見

新規参入事業者である弊社としては、現在のNTT東西殿の回線、局舎スペース等の設備を公正に利用できる環境を前提に、新たな基地局建設や仮想化ネットワークの構築に取り組むことができます。

GAFANAなど隣接市場の競争圧力に対抗策として、各種NTTグループへの規制を緩和するのではなく、国内の電気通信市場の健全な競争環境確保のため、引き続き現行規制は維持すべきと考えます。



世界初、完全仮想化
クラウドネイティブモバイルネットワーク^{*}

低価格・高品質なサービスをあなたに。
楽天モバイルは、全く新しいコンセプトのネットワークで
通信サービスに革命をもたらします。

*大規模商用ネットワークとして（2019年10月1日時点）/ステラアソシエ調べ

以下、追加質問回答詳細

質問 1 7

11月11日に28者が連名で提出した意見申出書のうち、申出事項の(2)③の記載の趣旨等が不明確であるので、明確に説明いただきたい。【石田構成員】

意見申出書

(2) 禁止行為規制や特定関係事業者等の規律が形骸化することにより公正競争の確保に支障が生じる問題例

③ NTT東・西の市場支配力の一部が、光サービス卸によってNTTドコモに移転し、又は、NTTグループの組織・業務分担の改編によってNTTドコモがNTTグループの全てのお客様のフロントになって強大な市場支配力を有したとしても、NTTドコモに対する禁止行為規制が、第二種指定電気通信設備を設置する事業者を前提とした規律であることから、市場支配力の濫用により公正競争環境を損なうことを防止できない。

- 「NTT東・西の市場支配力の一部が、光サービス卸によってNTTドコモに移転」とは、NTT東・西のサービス卸を通じて、NTT東西殿のボトルネック設備の製品（FTTHサービス）である「フレッツ光」が、「ドコモ光」という形に置き換えられ、FTTHサービスの顧客基盤がNTT東西殿からNTTドコモ殿に移され、これによって、FTTHサービス市場における市場支配力がNTT東西殿からNTTドコモ殿に移転しているという趣旨になります。
- しかしながら、現行のNTTドコモ殿の禁止行為規制は、モバイル事業者を前提とした規律内容になっていることから、新たな市場で市場支配力を得たとしても、それに応じた規律内容となっておりません。
- 現在のNTTドコモ殿は、モバイル事業者としての市場支配力だけでなく、「フレッツ光」から「ドコモ光」に置き換えられたことにより、NTT東西殿のボトルネック設備に起因する新たな市場支配力も得ております。
- こうした市場環境の変化を踏まえ、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制の規律内容も強化すべきです。

質問6、13

- NTTドコモとNTTコムとの連携について、NTTは市場競争への悪影響はないとしており、競争事業者はグループの一体化を懸念している。それぞれ具体的に根拠等を説明して欲しい。【大谷構成員】
- NTTから説明のあったNTTコムとNTTドコモが共同で法人への営業を行うことは、現状は禁止行為規制の対象となっているが、NTTコムの事業をNTTドコモに移管するなどの連携強化の方向性については、どのような懸念点があるか。【大谷構成員】

- NTT殿は、今後、「NTTドコモを完全子会社化した上で、NTTコミュニケーションズやNTTコムウェアのNTTドコモへの移管など、グループ会社との連携強化について検討していく考え」であることを表明しています。回答17に記載したとおり、NTTグループの戦略により、NTT東西殿だけでなくNTTコミュニケーションズ殿やその他のグループ会社の顧客基盤がドコモに移管していくことが想定されますが、NTTドコモがこれらのグループ各社の小売りの担い手となった場合、巨大な顧客基盤を有することとなり、NTTドコモの市場支配力を一層強めることとなると考えます。
- また、NTTグループ各社の基幹ネットワーク等の統合を行う場合、その構築にあたってはNTT殿が主導し、ボトルネック設備を保有するNTT東西殿の設備計画やNTT東西殿が将来導入を想定している技術基準・仕様等が前提になることも想定されます。NTTグループ会社以外の会社が、同等のネットワーク基盤を構築する場合は、NTT東西殿の設備計画やNTT東西殿が将来導入を想定している技術基準・仕様等は把握することができないため、ボトルネック設備の利用にあたり、将来的に仕様変更等が必要になるなど、公正な条件での競争をすることができなくなるケースが発生することも懸念しております。

質問12、20

- 禁止行為規制について、NTTは、NTTドコモのみが規制対象であることの見直しを求めている一方、競争事業者は、規制が不十分と主張している。それぞれ具体的に理由を説明して欲しい。また、こうした見解の差異が生じる理由についても、具体的に説明して欲しい。【大谷構成員】
- NTTドコモが携帯市場において、直近では3番手となっていると説明されているが、このことについての各社の認識を教えて欲しい。【関口構成員】

- モバイル市場におけるNTTドコモ殿の契約数や回線数（MVNO含む）のシェアは、現在もトップであり、NTTドコモ殿は引き続き強い市場支配力を有しているものと認識しております。またFTTHサービス市場においても、回答17で述べたとおり、今後はNTT東西殿からNTTドコモ殿へとその市場支配的な地位が移転していくこととなります。
- 現在のNTTドコモ殿に対する禁止行為規制は、移動体事業における市場支配力の濫用を防止することを趣旨としていることから、NTTドコモ殿が第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務以外の業務（例えば、FTTHサービス等）を行う場合、禁止行為規制の対象外となります。仮に、ドコモ光がFTTHサービス市場において50%超のシェアを有していたとしても、FTTHサービスは禁止行為規制の対象外となるため、NTTグループ会社と排他的な取引（例えば、セット割）が可能となります。
- このように、NTTドコモ殿に対する禁止行為規制は、第二種指定電気通信設備を設置する事業者を前提とした規律であることから、FTTHサービス市場においてNTTドコモ殿が市場支配力を有していたとしても、市場支配力の濫用を防止することができないことが考えられます。
- 上記に加え、NTTドコモ殿の完全子会社化により、ボトルネック設備を保有するNTT東西殿との株主構成が同一になり、より両者間の連携が強化されるインセンティブが高まっている中で、少なくともNTTドコモ殿の禁止行為を緩和の方向で見直すことは適切ではないと考えます。

質問 8、9、10、11

- これまでの公正競争確保に係るルールやその検証などで不十分な点があるのであれば、具体的にご教示いただきたい。【関口構成員】
- また、公正競争確保に係る検証を定量的に行う際に用いるべき指標・観点があれば、ご指摘を頂きたい。【関口構成員】
- 現状、接続規制の及ばない部分についても、卸の届出制度など、一定の規律が存在している。現在の接続ルールや卸ルールで具体的に不足しているところはあるのか。【大谷構成員】
- 技術の進展に伴い、現状の接続会計・接続ルール及び卸の届出などの諸規制が骨抜きになることを懸念されているところ、現状のルールをどのように見直せばよいと考えるか。【大谷構成員】

- 今回NTT殿におけるNTTドコモ殿の株式保有比率が約66%から100%引き上げられることにより、NTTドコモ殿及びNTT東西殿はNTTグループの利益最大化の方針に従うこととなります。このような場合、例えば光サービス卸の提供において、NTT東西殿が同等性を確保していたとしても、同等に高額な料金で提供を行うことで、NTTドコモ殿も含めた卸受けの他のグループ外の電気通信事業者は赤字になっても、NTT東西殿、ひいてはNTTグループ全体として利益をあげることができるなどの懸念が想定されます。
- その他、回答6、13、17に記載した基幹ネットワーク等の統合やNTTドコモ殿に対する禁止行為規制に係る懸念等も想定されます。

(続く)

質問 8、9、10、11 (続き)

- 1985年の通信自由化以降、現在においても、固定、移動体を問わず、我が国における多くの電気通信役務は、NTT東西殿の保有するボトルネック設備の利用を前提として提供されておりますが、今後本格的に訪れる5G/IoT時代においてもその傾向は変わらず、人々の生活における電気通信基盤の重要性が増していくことに伴い、光ファイバ等のボトルネック設備の重要性はさらに高まっていくことが想定される場所です。このような環境下において、また上述の懸念点を踏まえ、以下の観点で、現行規制の実効性が十分に確保されているかの確認・再検討が必要と考えます。
 - ボトルネック設備利用に係るNTTグループ内企業と競争事業者間の適正性・公平性・透明性の確保
 - 禁止行為規制の対象事業者であるNTT東西殿、NTTドコモ殿とNTTコミュニケーションズ殿、NTTコムウェア殿等とのネットワーク・顧客基盤の統合等に係る組織・機能のファイアウォール 等

質問 1 6

NTTドコモが非公開会社となることにより失われる透明性を補うために一定の情報の適示開示を求めるとすれば、どのような内容が公開されるべきと考えるか。【大谷構成員】

- NTTグループ間での内部相互補助を得ていないかなどを外部から検証するデータの一端として、「電気通信役務に関する収支の状況その他会計に関する事項」、「接続会計報告書および配賦整理書」、接続約款などの電気通信事業法に定められている内容に加え、これまでNTTドコモ殿個社としての公表してきた決算情報、財務データ、事業データ等、上場時と同等の情報を適時開示すべきと考えます。

質問 1 8

公正競争確保を検討するに当たって、市場の範囲をどのように認識しているのか。また、隣接市場からの競争圧力として具体的にどのようなものを想定しているか、有力な競争相手としてどのようなプレイヤーをお考えか。サービス・技術競争、イノベーション競争に即して各社のご認識をお尋ねしたい。
【岡田構成員】

- NTT殿はGAFA等が、電気通信市場における有力な競争相手になることを示唆しておりますが、確かに同社らの国内のモバイル市場等への参入の可能性は否定できません。
- しかしながら、NTTグループの固定通信と移動通信の一体化は、GAFAへの対抗に直接結びつかないのではないかと考えます。GAFAを含む多種多様な隣接市場・レイヤーからの競争圧力に対して、今回のNTTドコモ殿の完全子会社化は、電気通信事業者と同じサービスレイヤーでの企業規模を拡大しようとする取り組みのようにも見受けられます。こうした取り組みは、隣接市場の競争圧力に対抗するというよりも、むしろ国内における電気通信事業者のイノベーションや競争を阻害・萎縮させる可能性が高いのではないかと危惧しております。

質問 19

今後の事業戦略上のイノベーションのボトルネックとして、光ファイバー網のご指摘があった。しかし、5G以降では異業種連携の重要性が高まり、関連する標準必須特許の範囲も膨大になるといわれている。研究開発の共同化や標準化戦略の重要性も増すように思われる。各社にとって今後の事業戦略・競争戦略上のボトルネックとなるものは何か、ご認識をお尋ねしたい。【岡田構成員】

- 新規参入事業者である弊社としては、現在のNTT東西殿の回線、局舎スペース等の設備を公正に利用できる環境を前提に、新たな基地局建設や仮想化ネットワークの構築に取り組むことができております。引き続き、当該設備を公正な条件で利用できる環境が必要であると考えます。

Rakuten Mobile